

公立大学法人敦賀市立看護大学教育研究審議会会議規則

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人敦賀市立看護大学定款（以下「定款」という。）第22条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教育研究審議会は、次に掲げる委員8人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 事務局長又は学長が指定する職にある者
- (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、役員である委員は当該職の任期とし、職員である委員は当該職にある期間とする。

(審議事項)

第4条 教育研究審議会は、定款第25条各号に定める事項について審議するほか、理事長から審議を求められた事項について審議する。

(招集等)

第5条 教育研究審議会は、月1回の開催を常例とし、学長が招集する。

- 2 学長は、必要があると認めるときは、臨時に教育研究審議会を開催することができる。
- 3 学長は、教育研究審議会の委員から会議に付すべき事項を記載した書面で開催の請求があつたときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 4 教育研究審議会に付議する事項は、招集の際通知しなければならない。ただし、急施を要すると認められる場合は、この限りでない。

(議長)

第6条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき（議長が議題となっている事項に直接の利害関係を有する場合を含む。）又は議長が欠けたときは、委員の互選により議長の職務を代理又は代行する委員を定める。

（定足数及び議決）

第7条 教育研究審議会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 教育研究審議会の議事は、出席委員（議長及び議決しようとする事項に直接の利害関係を有する委員を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（議事録）

第9条 議長は、教育研究審議会の議事について、議事録を作成しなければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。